



濃度計量証明書

様

件名	土壤試験
試験の対象分野	土壤(含有試験。溶出試験)
試料名	
採取場所	
採取年月日	
由来	<input type="checkbox"/> 採取 <input type="checkbox"/> 持込 <input checked="" type="checkbox"/> その他()
試料採取者	

分析機関
代表者
所在地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

計量証明
事業所®

®

ご依頼のありました検体について、計量した結果を次の通り証明致します。

計量対象		単位	計量結果	定量下限値	基準値	計量方法	
含有量試験	重金属等	カドミウム及びその化合物	mg/kg		1	150	JIS K 0102 55.4
		シアン化合物(遊離シアン)	mg/kg		1	50	JIS K 0102 38.3
		鉛及びその化合物	mg/kg		5	150	JIS K 0102 54.4
		六価クロム化合物	mg/kg		1	250	JIS K 0102 65.2
		砒素及びその化合物	mg/kg		1	150	JIS K 0102 61.4
		水銀及びその化合物	mg/kg		0.1	15	昭和46年 環境庁告示第59号付表1
		セレン及びその化合物	mg/kg		1	150	JIS K 0102 67.4
		ふっ素及びその化合物	mg/kg		40	4000	JIS K 0102 34.4
		ほう素及びその化合物	mg/kg		40	4000	JIS K 0102 47.4
溶出量試験	重金属等	カドミウム及びその化合物	mg/L		0.001	0.01	JIS K 0102 55.4
		シアン化合物	mg/L		0.1	検出されないこと	JIS K 0102 38.1及び38.3
		鉛及びその化合物	mg/L		0.005	0.01	JIS K 0102 54.4
		六価クロム化合物	mg/L		0.005	0.05	JIS K 0102 65.2
		砒素及びその化合物	mg/L		0.005	0.01	JIS K 0102 61.4
		水銀及びその化合物	mg/L		0.0005	0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表1
		アルキル水銀	mg/L		0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
		セレン及びその化合物	mg/L		0.005	0.01	JIS K 0102 67.4
		ふっ素及びその化合物	mg/L		0.2	0.8	JIS K 0102 34.4
		ほう素及びその化合物	mg/L		0.1	1	JIS K 0102 47.4
		揮発性有機化合物	ジクロロメタン	mg/L		0.002	0.02
	四塩化炭素		mg/L		0.001	0.002	JIS K 0125 5.2
	1,2-ジクロロエタン		mg/L		0.001	0.004	JIS K 0125 5.2
	1,1-ジクロロエチレン		mg/L		0.002	0.1	JIS K 0125 5.2
	1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)		mg/L		0.004	0.04	JIS K 0125 5.2
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/L		0.1	1	JIS K 0125 5.2
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/L		0.001	0.006	JIS K 0125 5.2
	トリクロロエチレン		mg/L		0.003	0.03	JIS K 0125 5.2
	テトラクロロエチレン		mg/L		0.001	0.01	JIS K 0125 5.2
	1,3-ジクロロプロペン		mg/L		0.001	0.002	JIS K 0125 5.2
	ベンゼン		mg/L		0.001	0.01	JIS K 0125 5.2
	クロロエチレン		mg/L		0.0005	0.002	平成9年 環境庁告示第10号付表
	農薬等		チウラム	mg/L		0.0006	0.006
		シマジン	mg/L		0.001	0.003	昭和46年 環境庁告示第59号付表5
		チオベンカルブ	mg/L		0.002	0.02	昭和46年 環境庁告示第59号付表5
		有機リン化合物	mg/L		0.1	検出されないこと	昭和49年 環境庁告示第64号付表1
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L		0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表3

備考

- ・表中の不検出とは定量下限値未満を表す。
- ・含有試験の結果は、乾物当たりの値である。
- ・含有量試験の検液作成方法:「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(H15.3、環告第19号)による。
- ・溶出量試験の検液作成方法:「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(H15.3、環告第18号)による。
- ・基準値は「土壤汚染対策法施行規則」(H14.12、環令第29号)による。
- ・基準値の「検出されないこと」とは、計量方法欄の方法により測定した場合に、その結果が定量下限値を下回ることをいう。